

特定小型原動機付自転車を利用される皆様へ

道路を走行する前に必ず確認！

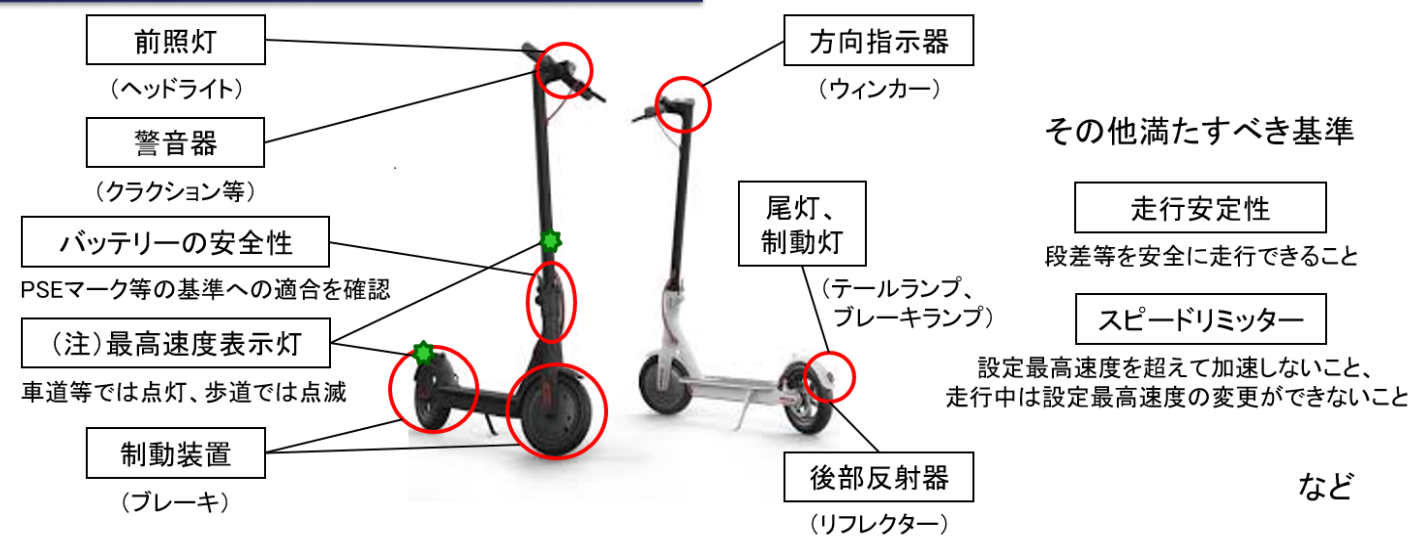
保安基準・ナンバー・自賠責

保安基準に適合していますか？

- 基準を満たしていない場合は公道を走れません。
- 性能等確認済シールが貼られたものは、基準を満たしています。

特定小型原動機付自転車の保安基準項目

※ 国土交通省ホームページから引用



(注)歩道を6km/h以下で走行するモードを有しないものについては、点滅機能は不要

性能等確認済シール



最高速度表示灯に係る経過措置の終了について

法改正に伴う経過措置として、令和6年12月22日までは、令和5年6月30日以前に製作された特定小型原動機付自転車については最高速度表示灯を備えなくてもよいこととされていましたが、この経過措置は終了していますので、特定小型原動機付自転車は、全て、最高速度表示灯を備えていなければいけません。

ナンバープレートは取り付けてますか？

• 所有者は、市町へ軽自動車税の申告をし、交付されたナンバープレート（課税標識）を取り付けなければいけません。 ※ 手続の詳細は申告先の市町に問合わせください。



自賠責保険（共済）に加入していますか？

• 所有者は、自動車賠償責任保険（共済）に加入しなければいけません。

広島県警察